

## 入院重度心身障害者への食費半額補助継続に関する意見書

沖縄県が年度途中の今年7月末で重度心身障害者への入院時の食費補助廃止が決定されたということに触れ、強い衝撃を覚えている。

同補助事業は1991年度より沖縄県が1日当たり780円の2分の1の金額を補助し、残りの2分の1を各市町村が負担することにより、重度障害者への負担を軽減してきた制度であり、重度障害者にとって非常に大きな支援策として、これまで活用されてきたものである。

そのような制度を年度途中で突然の廃止を打ち出したことは真に残念なことであり、特に障害者自立支援法が今年度より施行され、福祉サービスの1割が自己負担となった中において、さらなる負担増を障害者に強いることは市民福祉を守る本市議会として看過できるものではありません。

今回、沖縄県が本事業への補助を廃止することを受け、その事業そのものを廃止する予定の自治体も出てきており、沖縄県内において市町村ごとに対応が異なってくるのが予測されてきているが、同じ沖縄県に住んでいる県民が市町村によって対応が分かれる事態となることは、市町村の現場においても混乱を招くことが予想される。

特に沖縄県内の市町村が財政難の中、同事業を市町村単独で継続していくことは非常に厳しい状況であり、沖縄県において同事業の補助継続に向けての再考を促したい。

よって、本市議会として今年の7月末以降も本事業を継続し、県内の各市町村と一体となって重度障害者への支援を引き続き行っていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事      沖縄県議会議長